

習志野市における大規模な共同住宅等の建築における保育所等設置の協力
要請に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における大規模な共同住宅等の建築により発生する保育需要に対応するため、当該建築を行う事業者に対し保育所等の設置の協力の要請を行うことにより、保育所等の整備状況について調整を図り、安心して子育てができる環境を整えることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模な共同住宅等 計画戸数（共同住宅及び戸建住宅の戸数を合わせた数をいい、隣接地において5年以内に開発された共同住宅及び戸建住宅の戸数を含む数とする。）が200戸以上の共同住宅及び戸建住宅をいう。
- (2) 建築 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築をいう。
- (3) 事業者 大規模な共同住宅等の建築に係る工事請負契約の発注者若しくはその代理人又は請負契約によらないで自らその行為をする者をいう。
- (4) 保育所等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園並びに同法第6条の3第10項に規定する事業を行う施設をいう。

(協力要請)

第3条 市長は、事業者から習志野市開発事業指導要綱（昭和51年8月1日制定）による事前協議の届出があったときは、周辺地域における保育の需要と保育所等の設置の必要性を判断しなければならない。

2 市長は、前項の規定により保育所等の設置が必要であると判断した場合は、当該大規模な共同住宅等の入居者を含む地域住民が安心して子育てができる環境の整備の観点から、保育所等の設置を、協力要請書（別記第1号様式）により当該事業者に要請するものとする。

3 事業者は、前項の規定による要請を受けたときは、回答書（別記第2号様式

)により回答するものとする。

(協議)

第4条 市長は、前条第3項の規定により回答書が提出されたときは、事業者と協議するものとする。

2 市長は、前項の規定により事業者と協議したときは、その結果について、協議結果確認書(別記第3号様式)を作成し、事業者と相互に確認するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 3 条第 2 項）

第 号
年 月 日

様

習志野市長

印

協 力 要 請 書

習志野市における大規模な共同住宅等の建築における保育所等設置の協力要請に関する要綱第 3 条第 2 項の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

所在地		
建築物の名称		
大規模な共同住宅等の内容	(1) 戸 数 戸 (2) 建築等 新築・増築・改築	
事業者への保育所等の設置に向けた協力要請	保育所等の必要性	
	保育所等の必要な面積等	平方メートル以上
	その他	
市の連絡先		

※ 年 月 日までに別紙回答書により、回答してください。

第 2 号様式（第 3 条第 3 項）

年 月 日

習志野市長 宛て

事業者 所在地

名称

代表者

印

回 答 書

年 月 日付け 第 号で協力要請を受けたことについては、下記のとおりに回答します。

記

大規模な共同住宅等の所在地	
大規模な共同住宅等の名称	
大規模な共同住宅等の内容	(1) 戸数 戸 (2) 建築等 新築・増築・改築
協力要請の内容	
協力要請に対する回答	① 協議に応じます ② 協議に応じられません
① 協議に応じる場合	保育所等の必要性
	保育所等の必要な面積等 平方メートル以上
	その他
② 協議に応じない場合	理由
担当	

第3号様式（第4条）

協 議 結 果 確 認 書

習志野市における大規模な共同住宅等の建築における保育所等設置の協力要請に関する要綱第4条により、協議した結果について、下記のとおり確認します。

記

大規模な共同住宅等の所在地	
大規模な共同住宅等名称	
大規模な共同住宅等の内容	1 戸 数 戸 2 建築等 新築・増築・改築
協議結果	1 今後、保育所等の設置を前提に建設に向けた必要な 手続等を進めます。 2 保育所等の設置について協議をしましたが、不成立 となりました。 3 その他

年 月 日

住所

習志野市長

印

所在地

名称

代表者

印